

仕 様 書

1. 契約名

国立大学法人信州大学医学部附属病院医療材料等共同購入支援業務 一式

2. 業務の目的

本業務は複数病院における知見の共有、共同購入、共同事業を推進し、本院におけるより良い医療の提供と病院経営を支援出来る仕組みを有する組織に加盟する事により、経費適正化の為に複数病院の購買力を統合し、単独では得られない価格の実現によって本院の経営の安定化及び発展に寄与することを目的とする。

3. 業務内容

(1) 定義

- ①共同購入対象品：本院が現在、使用しているもしくは使用していないに関わらず、複数メーカーの同種同効品のうち、本院が共同購入の対象として使用する可能性の高い物品
- ②共同購入選定品：本院が現在、使用しているもしくは使用していないに関わらず、複数メーカーの同種同効品の中から、本院が共同購入の対象として使用することを決定した物品

(2) 共同購入対象品の候補策定及び支出削減計画書の提出

- ①全国の医療材料購入実績を分析し、本院が提供する医療材料購入データを基に共同購入対象品の候補を策定すること。
- ②共同購入対象品の候補に基づいた支出削減計画を策定し、本院に提出すること。
- ③上記作業は、上半期分は2月末、下半期分は8月末までに完了すること。

(3) 本院内における共同購入対象品の採用支援

- ①共同購入による経済効果試算分を行ったうえで、採用に向けた支援活動を行うこと。
- ②共同購入対象品の試用品の手配をすること。
- ③医療材料各種委員会において採用承認された共同購入対象品の切替について支障がないようにメーカー及び卸業者と調整すること。
- ④定期的に本院の使用実績及びマスタを当該組織のデータベースに落とし込む等の作業を行うこと。
- ⑤データベース作成においては、以下の点に留意すること。
 - ア) 使用単位・入数及び最小購入単価等を記載するものとし、本院が提示する項目で作成すること。
 - イ) 単価変更が行われるごとにデータベース作成作業を実施すること。
 - ウ) 上記作業は、上半期分は2月末、下半期分は8月末までに完了すること。
- ⑥共同購入選定品について卸業者またはメーカーとの医療材料費受け払いを定められた手法におい

て実施すること。また、卸業者は必要に応じ、本院と協議の上、最終的に本院が決定する。

⑦最新のデータベースに基づき、定期的に成果（経費削減効果額等）を本院に報告をすること。

(4) 共同購入選定品の購入について

①本院における共同購入選定品の購入先については、本院と本企画競争において選定された共同購入組織との協議により決定する。また、購入先の変更についても同様とする。

(5) 成果の還元について

①当該期間中に得た成果については、9月までの実績削減額を10月25日までに精算することとし、3月までの精算削減額を確定額として翌年度5月15日までに精算すること。なお、具体的な精算（成果の還元）方法については本院と協議の上決定すること。

②①の成果内容については、文書により提出することとし、本院において検証を行った結果、妥当でないと判断した場合は再度報告内容を検証し、報告すること。また、提出した成果内容について、本院の各種委員会にて報告すること。

③成果額には償還改訂影響額を含まないこと。本院における償還改訂影響額は以下の数式で算出し、この額については成果額とは認定しない。

ア) 償還価格減少分

$$\{\text{旧単価} - \{(\text{新償還価格} \div \text{旧償還価格}) \times \text{旧単価}\}\} \times \text{購入数量}$$

イ) 償還価格上昇分

$$\{(\text{新償還価格} \div \text{旧償還価格}) \times \text{旧単価} - \text{旧単価}\} \times \text{購入数量}$$

(6) 事業成果試算及び事業継続について

①翌期間の事業成果試算を上半期分は2月末、下半期分は8月末までに作成し、本院に提出する。

(7) 物流センターSPDとの連携について

①本事業の運用において本院物流管理業務等に支障が無いようSPDと協議・調整を密に行い、連携を行うこと。

(8) 共同購入選定品以外の支援について

①共同購入選定品とは別に、本院の医療材料等契約価格に関する引き下げ支援要請を本院から受けた場合、市場価格分析や見積手続き、交渉などに関する支援を行うこと。

(9) 業務の委託について

①当該業務の一部を第三者へ委託する際は、事前に本院の許可を得ること。

(10) 本院への訪問回数について

①原則3日以上/月とする。ただし、本院担当者と協議のうえ変更できるものとする。

4. 業務期間

事業期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。ただし、精算期毎に成果の評価（当該期間の概算削減額及び翌期間の事業成果試算の検証）を行い、事業継続の可否を判断する。また、契約締結後、令和2年4月1日からの業務を円滑に進めるための準備作業等も本事業に含む。

5. 履行場所

長野県松本市旭3丁目1番1号
信州大学医学部附属病院

6. 業務体制

受託者は、3.業務内容に掲げる業務を実施するに当たり、組織、連絡体制表を作成し、あらかじめ本院に届け出るものとする。

7. その他

- (1) 成果物は、全て発注者の帰属とする。発注者の許可なく使用及び公表をすることはできないものとする。
- (2) 受注により知り得た全ての情報については、契約期間はもとより、契約終了後においても第三者に漏らし、又は受託者並びに関係者が他から利益を得る等、業務外の目的のためには使用しないこと。なお、正当な理由があつてやむを得ず第三者に開示する場合は、書面によって事前に本院の承諾を得ること。また、情報の厳重な管理を実施すること。
- (3) 発注者が提供した資料は、原則として全て複製禁止とすること。但し、業務上やむを得ず複製する場合で事前に本院の許可を得た場合はこの限りではない。
- (4) 受託者の業務の遂行については、発注者と調整を行い、業務の遂行において問題が発生した場合は、発注者と十分協議し調整を行うこと。
- (5) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合及び委託業務の細目については、別途協議の上決定するものとする。